



2025 年 10 月 10 日

各 位

会 社 名 モ ビ ル ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 石井 智宏
(コード番号：4370 東証グロース)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 C F O 加 藤 建 嗣
TEL. 03-6417-9523

譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年11月7日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 28,910株
(3) 処分価額	1株につき 577 円
(4) 処分総額	16,681,070円
(5) 割当予定先	従業員 97 名 28,910 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、譲渡制限付株式を付与することとし、本日開催の取締役会において、対象従業員 97 名に対し、対象従業員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭債権合計 16,681,070 円の現物出資と引換えに当社の普通株式 28,910 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員 1 名につき、最低 170 株の本割当株式を付与するものです。本自己株式処分により処分される株式数の発行済株式総数（2025 年 8 月 31 日時点）に占める割合は、0.5%と軽微であり、譲渡制限付株式を付与する目的等に照らして合理的であると考えております。

また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、対象従業員に割り当てる譲渡制限付株式の譲渡制限期間を約 2 年間と設定いたしました。なお、譲渡制限付株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てます。

<対象従業員と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2025 年 11 月 7 日（払込期日）から 2027 年 10 月 1 日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、

譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を 23 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（ただし、死亡により上記のいずれの地位も喪失したときは、本割当株式の全部）につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数を23で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年10月9日（取締役会決議日の前営業日）までの直近1ヶ月間（2025年9月10日から2025年10月9日まで）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値である577円（円未満切捨て）としております。

なお、取締役会決議日の前営業日までの直近1ヶ月間の当社の普通株式の終値の単純平均値を採用したのは、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響等を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであり、この価額は、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上